

全 員 協 議 会 記 録

平成 2 5 年 9 月 1 1 日 (水)

目 次

杉並区立施設再編整備計画（第一期）（素案）・第一次実施プラン（中間のまとめ）
の策定について、使用料等の見直し（素案）についての説明

杉並区立施設再編整備計画（第一期）（素案）・第一次実施プラン（中間の まとめ）の策定について	3
使用料等の見直し（素案）について	10

全 員 協 議 会 記 録

日 時	平成25年9月11日(水) 午後2時06分 ~ 午後2時44分																																									
場 所	議 場																																									
出席議員 (43名)	田 中 ゆうたろう	堀 部 やすし	山 田 耕 平	松 浦 芳 子	新 城 せつこ	そ ね 文 子	木 梨 もりよし	岩 田 いくま	富 田 た く	山 本 あけみ	増 田 裕 一	中 村 康 弘	川原口 宏 之	浅 井 くに	大 熊 昌 巳	鈴 木 信 男	小 川 宗 次 郎	大 槻 城 一	大 島 田 敏 光	井 口 泉 子	小 泉 やすお	横 田 政 直	奥 山 た え こ	市 来 と も 子	佐々木 浩 一	けしば 誠 綾 子	市 橋 な お や	藤 本 伸 子	大和田 けんたろう	金 子 けんたろう	山 下 か ず あ き	山 本 ひ ろ こ	北 井 明 範	今 脇 ひ ろ し	脇 坂 た つ や	原 田 あ き ら	安 齊 あ き ら	河 津 利 恵 子	渡 辺 富 士 雄	横 山 え み	富 山 卓 男	富 齊 常 男
欠席議員 (2名)	吉 田 あ い																			くすやま 美 紀																						
出席説明員	区 長 田 中 良	副 区 長 菊 池 律	代表監査委員 小 林 英 雄	施設再編・整備担当部長 大 竹 直 樹	企画課長 白 垣 学	財政課長 森 雅 之	事務取扱政策経営部参事 有 坂 幹 朗	総務課長 森 仁 司	区民生活部長 渡 辺 均	高 齢 者 担 当 部 長	副 区 長 松 沼 信 夫	教 育 長 井 出 隆 安	政策経営部長 牧 島 精 一	情報・法務担当部長 関 谷 隆	施設再編・整備担当課長 正 田 智 枝 子	総 務 部 長 宇 賀 神 雅 彦	危機管理室長 南 雲 芳 幸	保健福祉部長 長 田 幸 齋	子ども家庭担当部長 徳 嵩 淳 一																							

出席説明員	杉並保健所長 まちづくり 担当部長 土木担当部長 会計管理室長 教育委員会 事務局次長 生涯学習 推進一部 担当委員 監査事務局長	西田みちよ 和久井義久 加藤藤原和 上吉田順之 本橋正敏 佐野宗昭	都市整備部長 都市再生 担当部長 環境部 長課教部長 担当 中央図書館長	大門井寺玉 塚元口嶋山 敏政順雅 武笠	之治司実夫 茂
事務局職員	事務局次長 議事係長	与島正彦 野澤雅己	事務局次長 担当書記	朝比奈愛郎 小野謙二	

(午後 2時06分 開会)

議長 これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

全員協議会において撮影、録音の希望があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申し出があった場合は許可することといたします。

このほど区長から、区立施設再編整備計画及び使用料等の見直しについて、全議員に説明したい旨の申し出がありましたので、本日と明日、全員協議会を開会することとしたものであります。

本日の全員協議会では、理事者からの説明を受けることとし、質疑については明日行っていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

初めに、区長からご挨拶があります。

区長 本日は、区政の重要課題であります杉並区立施設再編整備計画の策定と、使用料、手数料等の見直しについて、全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ご承知のとおり、区では、昨年から区立施設の再編整備計画の策定に向けて、各部、所管課を含め、一体となって取り組みを進めてまいりました。それと同時に、適正な受益者負担の観点から、使用料等の見直しも進めてきたところでございます。このたび杉並区立施設再編整備計画(第一期)(素案)、第一次実施プラン(中間のまとめ)並びに使用料等の見直し(素案)として取りまとめましたので、区議会議員の皆様にご説明をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

議長 それでは、これより説明を聴取いたします。

政策経営部長 貴重なお時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。ただいまから、杉並区立施設再編整備計画(第一期)(素案)及び使用料等の見直し(素案)につきまして、ご説明をさせていただきます。説明は、施設再編整備計画、使用料の見直しの順に、施設再編・整備担当課長及び財政課長より、続けてご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

施設再編・整備担当課長 それでは私から、杉並区立施設再編整備計画(第一期)(素案)、第一次実施プラン(中間のまとめ)につきまして、概要版を用いましてご説明を

させていただきます。

ページをおめくりください。まず、杉並区区立施設再編整備計画（第一期）（素案）でございます。こちらは1章、2章ということで、2本立てでまとめてございます。

まず区立施設を取り巻く状況ということで、今なぜ再編整備が必要であるかということでございますけれども、2点にまとめてございます。

まず1点目は、次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担ということで、平成24年度末現在、区の全施設の約50%は築30年を超えております。中でも30%は築40年を超えておりまして、今後これらの施設が次々に更新時期を迎えてまいります。次に、仮にこのすべての区立施設を現在の規模で存続させた場合には、今後30年間に必要な改築改修経費は、約2,779億円と推計されます。これは大きな財政負担で、年平均にいたしますと約93億円、過去10年間の実績が53億円ということですので、かなり大きな負担となるということでございます。

次に、時代の変化に応じた区民ニーズへの対応ということでございますが、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等によりまして、多くの施設で利用状況は大きく変わっております。特に女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設の需要増加は著しく、当分の間、増加傾向が続くと予測されます。

また一方で、学校施設は児童生徒数の減少から余裕教室が生じておりまして、一部の学校では統合も実施されている状況でございます。児童館につきましては、中高校生の利用は少ない反面、学童クラブの需要は、保育の需要に連動しまして大きく増加をしております。また、ゆうゆう館については、NPOの協働事業等で利用者は増えておりますけれども、夜間の利用が少ないとか、お部屋の規模の小さいところでは利用が少ない等のばらつきが大きく、全体としての利用率は約40%台ということでございます。また、集会施設につきましても、利用率は60%台にとどまっております。

このように、需要に対して不足する施設がある一方で、十分に活用されていない施設もございます。こうした施設を取り巻く社会状況の変化を踏まえまして、区民共通の財産である施設を有効に活用していくためにも、再編整備を進めていく必要があると考えてございます。

次に、第2章、計画の基本的な考え方でございます。

施設の再編整備につきましては、将来を見据えつつ、継続的に見直しを行いつつ取り組む課題でございます。今回、第一期計画としましては、時代の変化等に対応する計画とするために、平成26年度から総合計画の終期に当たる平成33年度までを計画期間といたします。第一次実施プランにつきましては、平成26年度から平成30年度までの計画と

し、第二次実施プランは、総合計画の改定に合わせて平成30年度に策定することといたします。

次に、基本方針をごらんください。こちらは1から7まで、方針としてまとめてございます。

まず、施設設置基準の見直しということで、7地域の継承と46地区の基準の転換として掲げてございます。これまで施設設置の基準としてきた7地域につきましては、コミュニティの単位として浸透しており、地域バランスの観点からも継承することといたします。一方、46地区に基づく施設配置の考え方につきましては、少子高齢化への対応や施設の効率的な運営の観点から見直すことといたし、施設の複合化、多機能化等を進めることによって、必要なサービスを提供していくという考え方に転換をいたします。

次に、複合化・多機能化等による効率化の推進でございます。

改築時の規模のスリム化や施設の廃止によりまして施設規模の縮小を図るほか、施設の複合化・多機能化とともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組みます。施設運営の効率化を図るとともに、こうした取り組みで生み出された施設、用地、財政効果等については、貴重な果実としまして、その時々々の行政需要への対応に有効に活用してまいります。

次に、学校施設と学校跡地の有効活用でございます。

学校は、地域に開かれた公共空間としての機能を今後より一層拡充する観点から、改築の際には施設規模のスリム化を図り、ほかの施設との複合化・多機能化を進めてまいります。

また、統合に伴う学校跡地につきましては、災害対策やまちづくりなど地域の視点と、特別養護老人ホームなど全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討して、有効活用を図ってまいります。

次に、児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開でございます。

児童館は、当初の設置目的と現状の利用実態との間に大きな隔たりが生じております。また、平成27年度に予定しております子ども・子育て支援の新制度の本格施行に向けまして、子育て支援サービスに関する総合的な情報提供等の地域拠点を整備する必要がございます。こうしたことを踏まえまして、施設としての児童館は廃止をし、これまで児童館が担ってきた各種の子育て支援に関する機能、役割は、新たに設置する子育て支援施設等で継承することといたします。

次に、ゆうゆう館の再編と地域展開でございます。

60歳以上の高齢者を対象としたゆうゆう館につきましては、老朽化への対応と合わせ

て、保育園を併設する一部の施設で保育施設への転用を図るとともに、身近な地域で高齢者が気軽に集まることのできるゆうゆう館の機能と役割につきましては継承を図りながら、順次、地域のコミュニティ施設へと転換・再編を進めてまいります。

次に、地域コミュニティ施設の再編でございます。

地域区民センターと区民集会所を7つの地域コミュニティの核と位置づけまして、区民会館、ゆうゆう館、児童館の一部を対象として、施設の有効活用や世代間交流の観点から、子どもから高齢者まで、多くの世代が身近な地域で気軽に利用できる施設へと段階的に再編を図ってまいります。

次に、緊急性の高い施設の優先整備でございます。

区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題によって更新の緊急性の高い施設につきましては、優先的に施設の再編整備に着手をいたします。

当分の間需要が増加することが予測される保育施設につきましては、区が所有する施設、用地のほか、東京都や国の財産を有効活用しまして、優先的な整備を進めてまいります。

次に、対象となる区立施設でございます。こちらは道路、橋梁などインフラを除く施設ということで、保育施設等以下13項目でまとめてございます。中でも学校施設につきましては、統合後の学校跡地を含みます。また、老朽化した学校の更新も含むことといたします。

おめくりください。次に、第一次実施プラン（中間のまとめ）でございます。

まず、基本的な考え方でございますが、第一次実施プランにつきましては、行財政改革基本方針に基づき策定する杉並区立施設再編整備計画（第一期）を着実に推進するための実施計画として策定をいたします。今回の実施プランでは、保育施設の整備、児童館の再編、更新の緊急性の高い施設の再編、学校施設の複合化・多機能化に重点的に取り組んでまいります。

また、子ども関連施設の再編の進捗状況等を踏まえまして、第二次実施プランで計画化を予定しております集会施設や地域コミュニティ施設の再編の検討にも着手していく考えでございます。

計画の期間は、平成26年度から30年度までの5年間でございます。

次に、再編整備の方向性と具体的な取り組みということで、保育園、子供園、以下13項目に分けて記載をしております。

まず、保育園、子供園の課題と再編整備の方向性でございますが、当分の間、保育需要は増加をすると見込まれますので、計画的な保育施設の整備に取り組み、女性が安心

して子どもを産み育てることのできる環境整備を推進してまいります。

また、既存の保育施設の26園が築40年を経過しております。こうした老朽化への対応も課題となっております。

これに対しまして、具体的な取り組みとして、再編によって生み出された施設、用地のほか、東京都や国の財産を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を計画的に推進してまいります。

また、老朽化した園舎の計画的な改築を推進し、仮設の園舎については、近隣にある複数の保育施設の改築に利用して有効に活用していくことといたします。

次に、学校施設でございます。学校施設につきましては、今後30年間で約50校が老朽化により次々と更新時期を迎えてきます。このため、計画的かつ効率的な改築の整備が必要ということでございます。

また、改築する学校につきましては、施設規模のスリム化を図りまして、ほかの施設との複合化、多機能化を進め、地域コミュニティの核となる施設づくりを推進してまいります。

既存の学校の余裕教室等を利用し、学童クラブへの需要など、時代のニーズにも対応していく考えでございます。

また、学校の跡地につきましては、区民福祉の向上に役立つよう、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と全区的な行政需要への対応という視点の両面から、有効な活用策を検討してまいります。

具体的な取り組みといたしまして、杉並第一小学校の老朽改築に合わせまして、耐震化等に課題がある産業商工会館、杉並会館や近隣の阿佐谷地域区民センターとの複合化を実施してまいります。

次に、学童クラブや小学生の放課後居場所事業の小学校内での実施を推進してまいります。

また、旧若杉小学校や統合後の新泉小学校の跡地につきましては、防災スペースを確保するなど、地域のまちづくりに資する活用を検討してまいります。

旧若杉小学校の既存の校舎につきましては、当面保育施設として活用していく考えでございます。

旧永福南小学校の既存の校舎につきましては、福祉系の施設へと転用することを基本としまして、検討を進めてまいります。また、体育館につきましては、永福体育館に地域館として転用してまいります。

次に、児童館、学童クラブにつきましては、児童館の現状が設立当初とかなり実態が

ずれているということがございます。また、新制度への対応の必要ということもございますので、具体的な取り組みとしまして、学童クラブや小学生の放課後居場所事業について、小学校内での実施を推進していくということがございます。

また、新制度への対応に向けて、新たに子どもセンターを設置していくということがございます。

また、中高校生の居場所事業につきましては、中・高校生の新たな居場所づくり懇談会の意見等を踏まえて、今後のあり方を検討、具体化してまいります。

また、ゆうキッズにつきましては、仮称子どもセンターのほか、学童クラブ移設後の小学校や学童クラブ専用館等で展開をしていく考えでございます。

また、青少年育成委員会等の活動支援機能につきましては、仮称子どもセンター等で継承してまいります。

学童クラブの専用館、また仮称子どもセンターに転用しない児童館につきましては、保育園や地域コミュニティ施設への転用を検討してまいります。

次に、ゆうゆう館でございます。ゆうゆう館につきましては、近年NPO法人等との協働事業によって利用者は増加しておりますが、利用の率としましては、4割程度にとどまっています。また、施設の更新を図りながら、地域コミュニティ施設へと発展的に再編をしていく方向で検討しております。

具体的な取り組みとしまして、老朽化した保育園併設施設の一部については、改築の際に、代替施設を確保した上で保育園に転用してまいります。

また、幅広い高齢者が利用でき、かつ多くの世代が集える地域コミュニティ施設への転用を検討してまいります。当面、町会や青少年育成委員会等の利用枠を確保した上で、夜間の目的外のさざんかねっと予約を27年1月から可能にしまして、利用率の向上を図ってまいります。

次に、集会施設でございます。こちらは、地域で、集会施設、ゆうゆう館等をコミュニティ活動の場として活用していく方向で考えております。現在の利用率は6割程度にとどまっておりますので、さらに施設の有効活用が課題となっております。多くの世代が利用できる地域コミュニティ施設への再編は、今後第二次実施プランのほうで具体化していく考えでございます。

具体的な取り組みとしましては、地域コミュニティ施設への再編に向けまして、既存施設の利用実績等を検証し、適正な配置を検討してまいります。

杉並会館につきましては、耐震補強を実施しまして、杉並第一小学校の改築に合わせた移転までの間は、継続利用を図ってまいります。

区民事務所会議室につきましては、他のコミュニティ施設に機能を取り込み、廃止いたします。

利用率の低い和田堀会館については、廃止、用地売却という方向で検討してまいります。

次に、文化・教育施設等でございますが、こちらは図書館7地域14館構想に基づく整備ということで、具体的な取り組みとしまして、高円寺地域に2館目の図書館を設置検討してまいります。

それから桜上水北分室に図書サービスコーナーの新設を検討してまいります。

次に、科学館につきましては、実施している移動教室、理科の実験が、現在学校の理科室の整備等が進んでおりますので、科学館で行う必要性が低下しております。そのため、学校教育部門と生涯教育部門を分離いたしまして、学校教育部門のほうは済美教育センターへ移転をし、理科の移動教室は職員が学校に出向く形で形態を変更することといたします。

おめくりください。次に、体育施設でございます。体育施設の課題といたしましては、永福体育館、和田堀公園プールの老朽化がございます。そのため、計画的な再編と跡地の活用等が課題となっております。

具体的な取り組みといたしまして、現大宮前体育館跡地を、保育施設と高齢者施設の併設施設へ転用するという検討を進めてまいります。

それから永福体育館は、旧永福南小学校の体育館へ移転をいたします。

和田堀公園プールの今後のあり方については、検討を進めてまいります。

次に、庁舎等でございます。庁舎等の課題と再編整備の方向につきましては、本庁舎の東棟が築50年を経過しておりますので、改築に向けた検討を実施するというところでございます。また、区民事務所、分室、駅前事務所は、配置のあり方とサービスを見直し、地域バランスの確保や区民サービスの向上を図ってまいります。保健センターにつきましては、地域の保健活動拠点としての役割を踏まえ、仮称子どもセンターと複合化をすることで、母子保健との連携による子育て支援を充実させてまいります。耐震性に課題のある杉並清掃事務所につきましては、早期に改築の計画に着手ということでございます。また、産業商工会館は、耐震性等の課題から、施設を廃止ということで取り組んでまいります。

具体的な取り組みといたしまして、証明書類のコンビニ交付導入に合わせ、阿佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の4事務所を廃止いたします。

保健センター5所に、総合的な子育て支援等を行う仮称子どもセンターを設置してま

いります。

杉並清掃事務所の改築に当たりましては、方南支所、下井草分室を現地に集約してまいります。

産業商工会館につきましては、杉並第一小学校の改築と合わせて、杉並会館、阿佐谷地域区民センターとともに移転、複合化をいたします。

産業商工会館の施設につきましては、平成26年度末に廃止とし、展示室、集会室、ホールの機能については、杉並第一小学校への移転までの間、阿佐谷地域区民センターなどを活用し、ゆうゆう阿佐谷館については阿佐谷区民事務所に移転、就労支援センターの事業については、あんさんぶる荻窪へ移転といたします。

次に、障害者の施設でございます。こちらは具体的な取り組みとしまして、既存施設のスペースの拡充を図り、重度知的障害者の通所施設の定員確保に努めてまいります。

また、杉並清掃事務所の方南支所移転に合わせまして、その跡を障害者の施設に転用ということで検討をしてまいります。

また、再編整備によってあいた施設や用地について、障害者の施設については民間の事業者を中心に整備を進めてまいりますけれども、障害者の地域生活を支援する施設、グループホーム等の整備の用地として支援をしていく考えでございます。

次に、公共住宅でございます。こちらは具体的な取り組みとしまして、20年間の開設期間が終了する区民住宅5団地について順次廃止をし、区が高円寺に所有しております6戸については、売却ということで検討してまいります。

次に、自転車駐車場・集積所でございます。こちらは、下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合を実施してまいります。

また、荻窪北第三自転車駐車場、こちらは旧西福祉事務所の跡でございますけれども、こちらをほかの施設との複合化の検討ということで進めてまいります。

次に、児童遊園・遊び場でございます。高円寺南1丁目の遊び場79番については廃止をし、保育施設の用地として活用してまいります。また、新たな公園づくりの検討、実施ということで進めてまいります。

最後に、民営化宿泊施設でございますが、具体的な取り組みとして、湯の里「杉菜」の売却、その他3施設につきましては、経営改善と保有の適否について検討を進めていくということでございます。

私からは以上でございます。

財政課長 私からは、使用料等の見直しの素案、概要版を用いまして、ご説明申し上げます。

最初に、「はじめに」でございますが、今回の見直しの背景、経緯について触れてございます。

集会施設や体育施設などの使用料につきましては、平成9年度以降、何度か算定等を行いました。改定を見送ってきたところでございます。使用料と施設の維持管理費との不足分につきましては、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で、定期的な見直しを行っていく必要があると考えているところでございます。

区立施設の維持管理コストの軽減を図ることが求められておりまして、施設利用者に対して適正な受益者負担を求めていく必要もでございます。また、持続可能な財政運営を確保していくためには、使用料も含め、適切に財源の確保に努めていく必要もあるところでございます。

次に、使用料等の見直しについてでございますが、まず使用料につきましては、行政財産を目的外に使用させ、または公の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭として、自治法に規定されているところでございます。区では、集会施設や体育施設などの利用に当たりまして、一定の原価計算のもと、設定しているものでございます。

次に、使用料の見直しに当たりまして、区の姿勢としてでございますが、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコストの削減に努め、利用者負担の軽減を図るなど、利用者の理解が得られるよう努めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、の見直しの基本的な考え方でございますが、5つございます。まず第1は、受益者負担の原則の確立でございます。このほか、少子高齢化の進展に対応した見直し、算定方法の明確化と定期的な見直し、施設の効率的運営の確保、サービスの向上を図っていく、こうしたことが今回の見直しの基本的な考え方でございます。

次に、の使用料の算定についてでございます。使用料算定の考え方でございますが、こちらは平成9年度改定時の考え方を踏襲しているものでございます。それに、直近の数値で算出したものでございます。この考え方と申しますのは、原価の一部負担方式により使用料を算定するものでございまして、同種機能を持つ施設の維持管理経費の合計額を、使用可能な総時間で割って、1時間当たりの1平方メートル使用料単価から算出するというものでございます。それが満度に使用されたとき、100%に使用されたとき、初めて維持管理費を償うことができるというものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。の施設使用料でございます。こちら

は、使用料の根幹をなします集会施設及び体育施設と学校開放施設についての見直しの内容でございます。

最初に、集会施設と体育施設についてでございますが、区では、地域活動や文化芸術活動、スポーツ活動を通じたまちづくりを基本的な政策の1つとして位置づけ、区民による自主的、継続的な活動を支援するため、集会施設においては地域登録団体、体育施設においては社会体育団体という団体登録制度を設け、使用料の2分の1の減額措置を講じてきたところでございます。これにより、団体活動の促進や施設利用率の向上など、一定の成果を上げることができたものでございます。

一方、団体利用の減額措置につきましては、集会施設及び体育施設での利用の7割程度を占め、減額部分が公費で補填されていることから、負担の公平性の観点から課題が生じているものと考えております。こうしたことを踏まえ、使用料や団体利用の取り扱いなどについて見直しを行ったものでございます。

そういう中での、登録団体の取り扱いについてでございますが、まず集会施設でございますが、減額制度という経済的側面からの支援については廃止いたします。団体登録制度につきましては、活力ある良好なコミュニティの形成を図る観点から、今後も維持してまいります。また、登録団体への活動支援として、予約申し込みを3カ月前から可能とする新たな優遇措置を、集会施設において設けていくものでございます。

次に、体育施設でございますが、こちらも、経済的側面からの支援についての減額制度は廃止いたします。ただし、区内の中学生以下の団体及び障害者の団体につきましては、現行どおり2分の1減額を維持してまいります。また、塚山公園運動場、蚕糸の森公園運動場につきましては、次世代育成支援の観点から、区内の中学生以下の団体は、現行どおり無料とするものでございます。

また、団体登録制度につきましては、スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりの観点から、今後も維持してまいりまして、1次抽せん申し込みを可能とする現行の優遇措置を継続するものでございます。

そうした結果としての、集会施設及び体育施設の使用料の例をこちらに抜粋で挙げております。あくまでも一例でございますので、各施設の使用料額についてはの資料に掲載してございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

なお、大変申しわけございませんが、こちらの表の中の上から5行目の久我山会館ホール、午前中のところですが、現行の料金が1万4,000円となっておりますが、7,400円の誤りでございます。大変失礼いたしました。

右側の3ページでございますが、次に、体育施設での高齢者の取り扱いについてでござ

ざいます。現在、屋内温水プールの一般使用料につきましては、区内在住の60歳以上の方を対象に、半額としているところでございます。ただ、高齢化が進み、高齢者の利用が一般化する中にありまして、減額制度の見直しが必要と考えているところでございます。一方で、健康づくりの機会と場の提供も高齢者に対する重要な課題というふうになってございます。こうしたことから、年齢要件を5歳引き上げ65歳以上に改め、比較的プールがすいております平日午前の利用に限定して2分の1の減額を継続する、このように改めるものでございます。

こちらの集会施設及び体育施設の使用料改定の施行日につきましては、平成27年1月1日を予定しているところでございます。

次に、学校開放施設でございます。学校開放事業につきましては、学校教育活動に支障がない範囲で、地域住民に広く開放することを目的に始まった事業でございます。利用者につきましては、使用料を負担することが原則となっております。ただ、登録団体につきましては、使用料を徴収しない、無料という形がとられているところでございます。現在、登録団体の利用が、こちらのほうは全体の約9割を占めてございまして、団体の利用等につきまして、受益にふさわしい適正な負担となるよう支援のあり方を見直すものでございます。見直し後の使用料は、こちらの表のとおりでございます。

次に、学校開放施設利用の登録団体についての取り扱いでございます。登録団体の使用料無料の取り扱いは廃止いたします。一般利用と同様に有料としていきたいというふうに考えてございます。ただし、区内在住・在学の児童生徒及びその指導者で構成された登録団体が利用する場合につきましては、次世代育成の観点から、現行どおり無料としていくものでございます。

また、登録団体によって構成されております利用者団体協議会につきましては、利用者間の交流事業、地域運動会、スポーツ大会、公開講座など、地域に密着した活動を実施しているところでございます。こうした活動を引き続き支援していくとともに、今後登録団体が、自主的な運営や学校を核とした地域づくり、仲間づくりを進めていくことができるよう、登録団体制度は維持していくものでございます。

また、現在無料の学校開放プール、夏の間为学校開放プールでございますが、こちらは有料とさせていただきます。ただし、こちら、区内在住・在学の児童生徒及び乳幼児が利用する場合につきましては、次世代育成の観点から無料を継続していくものでございます。使用料の改定の施行日につきましては、こちら平成27年1月1日を予定しております。

次に、その他の使用料等についてでございます。

最初に、学童クラブの利用料でございます。現在、学童クラブ利用料、月額3,000円でございますが、平成14年度から改定してございません。学童クラブ登録児童数が増える中で、学童クラブ運営経費も増加しているところでございます。また、他区の利用料と比較しても低廉な金額となっております。こうしたことから利用料を見直すこととし、24年度決算額を用いて算出して、利用料を4,000円に改定するものでございます。

こちらの改定施行日も、27年1月1日を予定しているところでございます。

最後のページでございますが、2で、有料制自転車駐車場使用料及び放置自転車撤去手数料でございます。有料制自転車駐車場使用料につきましては、24年度決算、また25、26の見込み額に基づきまして、定期利用の基本使用料を1,900円から2,100円に引き上げるものでございます。基本使用料と申しますのは、1階屋根なし1カ月定期でございます。これに基づきまして、ミニバイクを含めました3カ月、6カ月定期等の全ての利用体系について見直しを図っていくものでございます。また、65歳以上を対象にしました定期使用料の減額措置につきましては、廃止するものでございます。

なお、バイク、自転車ともに、1日使用料については据え置く形をとらせていただきます。

次に、放置自転車撤去手数料でございますが、22、23、24年度の決算額を用いて所要経費を算出してございます。結果6,000円となった次第でございますが、返還率等を考慮し、現行の3,000円から5,000円にとどめる形で引き上げるものでございます。

こちらの改正の施行日につきましても、使用料、撤去手数料ともに、27年1月1日を予定してございます。

次に、3番目に有料駐車場使用料でございます。現在、駐車場を保有する区立施設は全部で78施設でございます。区では、50台以上の収容規模を基準といたしまして、3施設で有料化を実施しているところでございます。今後、有料化の対象施設を広げていくという考えのもと、駐車場の利用状況や施設の立地条件等を踏まえ、管理形態を工夫することにより有料化が可能な施設として、現行の3施設に加え、新たにセシオン杉並、松ノ木運動場、高井戸区民センター、下高井戸運動場の4施設を、有料化の対象施設として選定しているところでございます。

有料化の実施時期につきましては、管理方法等の選定も含め、27年1月1日実施を現在予定しているところでございます。

次に、4番目に保育料でございます。保育料につきましては、ことし10月から、応能負担の原則に基づきまして、所得に応じて保育料が逦増するよう改めるところでございます。その上で、今後、認可保育所保育料につきましては、平成27年4月からの子ども

も・子育て関連3法に基づく新たな保育制度におきまして、国が保育に係る公定価格を決定することとしてございますので、こうした動きを踏まえつつ、検討、具体化を進めていくこととしているところでございます。

最後に、目的外使用施設でございます。区民事務所会議室、ゆうゆう館、児童館などの目的外使用施設の使用料につきましては、従来どおり、使用料原価に面積及び時間を乗じて算出した額の2分の1として算出し、6の資料編に掲載しているところでございます。

私からは以上でございます。

議長 以上で説明を終わります。

ただいまの説明に対する質疑のある方は挙手を願います。 それでは、確認いたしますので、呼ばれてない方は追加で名前を挙げていただきたいと思いますんですが、富本議員、川原口議員、河津議員、原田議員、けしば議員、佐々木議員、藤本議員、市橋議員、横田議員、木梨議員、奥山議員、新城議員、堀部議員、田中議員、以上ですが、呼ばれてない方いらっしゃいますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、質疑につきましては、明日の本会議終了後に第3委員会室において行います。よろしくお願いいたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

(午後 2時44分 閉会)